

第3回ふるさと奈良景観づくり推進委員会 開催概要

日時：平成20年5月29日（木） 午前10時～午前11時50分

場所：奈良県中小企業会館 大会議室

議事：

[議題1] 景観計画（原案）について

[議題2] 景観条例（原案）について

議事概要：

[議題1]

以下、景観計画（原案）に対する委員意見。

1. 「景観計画（原案）全般」に対する意見

- ・景観計画の文言は、景観への想像力を引き出すために、できるだけシンプルな表現にした方が良い。

2. 「第2章 景観の特性と課題」に対する意見

(1) 景観の特性について

- ・P2-(2)- : 「大和青垣」とは、奈良盆地東側の山地を指すイメージがあるが、P2の図のように景観計画では盆地の周囲全てを指しているのか。
事務局：奈良盆地を囲む四周の山々を指している。

(2) 景観の課題について

- ・P5-(2)：「産業景観」という表現は、一般的には景観を壊すものとして使用することが多く、一次産業的な意味は含まないのではないか。
また、産業景観とは、どの時代のどのような景観を指しているのか整理が必要ではないか。

3. 「第3章 基本目標と役割」に対する意見

(1) 基本目標について

- ・P6-1-(3)：「景観整備によって...地域及び住民に経済的な潤いをもたらす景観づくりを目指します。」とあるが、景観と経済は必ずしもつながるものではなく、経済は景観の主目的にはならないと思う。
- ・P6-1-(4)：「県民等」の言葉の説明として、個人、NPO、ボランティアなどを挙げてあるが、大学の役割も大きいと思う。これまでも奈良では大学が景観づくりに貢献してきた。大学からの景観づくりへの提案も考えられる。

(2) 役割について

- ・P7：役割の概念図について、県民から行政への景観づくりの関わりとして「関心・参加・協力」とあるが、協働の景観づくりを基本目標に掲げるのであれば、県民からの「提案・提言」など、もう少し積極的に関与する文言も書き加えるべき。
また、概念図は景観づくりを進めるためのステップを書いているのか、最終的

な理想形を書いているのかわかり難い。ここには理想形を書いてほしい。

事務局：書き方については工夫したい。

- ・P7：役割の概念図に、規制対象となる行為を行う人が入っていない。

4. 「第4章 基本方針」に対する意見

(1) 景観づくりの基本方針について

- ・P9-(5)：「歴史文化遺産が景観的に市街地のなかで孤立した存在にならないように...一体的な保全を基本とし...」とあるが、むしろ孤立した方が歴史文化遺産が見えてくる場合もあるのではないか。周りを住宅などで囲んでしまい見えなくなる方が問題。住民は地域の歴史文化遺産に配慮するという文言を加えるべきではないか。
- ・P9-(7)：「連続的な沿道景観づくりを進めます。」とあるが、同じ景観が続くことは、場合によっては適さないこともあると思っている。
「連続的な沿道景観づくり」とは、沿道を統一的な景観にするという意味ではなく、「連続する視点での沿道景観づくり」という意味で、沿道から連続して良い景観を眺めることができる景観づくりを進める、ということを書いていると思うし、そう書くべき。

(2) 施策推進の基本方針について

- ・P10-(1)：「大規模建築物等への規制誘導を行います。」の記述の「等」を詳しく説明するために、規制誘導の対象について、大規模建築物に加えて景観上重要なものを書き加えるべきではないか。
他の自治体で、「その他景観上重要なものとして、県が指定するもの」として大規模行為以外のものを規制の対象にしている事例がある。
- ・P10-(2)：「眺めが優れた場所からの眺望景観を保全しつつ...」とあるが、現に眺めが優れている場所だけを対象にするのではなく、今後、眺めが優れている場所になる場所についても対象とするために、「重要な場所からの眺望景観を保全しつつ...」という表現にするべき。
- ・P11-(6)：県の景観施策推進のための体制づくりについては、委員会の意見を反映して新たに書き加えてもらったが、今後、具体的にしていかなければ意味がないのでよろしく願いしたい。

5. 「第7章 景観計画の区域における行為の制限に関する事項」に対する意見

(1) 届出の必要な行為について

- ・P13：現実的には、一定の数値基準によって届出対象規模を定めることは必要であろうが、届出対象規模以下のものであって、誰が見ても景観上おかしいものについて法規制が及ばないというのは、新たに制度化する規制として不十分ではないか。
- ・P13：届出対象規模について、建築物の高さ13m又は1,000㎡超はこれくらいかなと思う。工作物の届出対象規模の設定根拠は、技術基準的な考え方であり、技術基準には景観配慮の考え方は希薄で良い景観をつくることができないことは明らか。景観のことを考えれば、物件の堆積の届出対象規模が5mにならないと思う。届出対象規模未満の行為についても景観形成上の配慮義務を景観条例に規定するとのことだが、それだけでは不十分ではないか。
- ・P13：届出対象規模を決める地盤面からの高さとは平均地盤面のことか。

事務局：建築物については平均地盤面かなと考えるが、具体的な運用方法を検討するときに再度精査したい。

- ・P14物件の堆積の届出対象規模が5mは大きすぎないか。廃車を5m積み上げたらスゴイことになる。他府県では高さの届出対象規模を定めていないところもあるが、5mとした根拠は何か。

事務局：他府県で最も多く設定している5mを採用した。

6. 「第8章 その他の事項」に対する意見

- ・P18：他法令との連携についてまとめた章であると思うが、景観計画との関係が分かり難い。例えば屋外広告物の行為制限について、屋外広告物条例と景観計画でどのように取り組むのか伝わってこない。

事務局：第8章は景観法の規定にもとづき、他法令との連携を図る部分について、必要に応じて記述している部分。他法令との関係が分かり難い点については、章立ての後に導入部分を設けるなど、わかりやすくなるよう検討したい。また、原案にある3項目で良いかどうかも含めて再検討する。

- ・文化的景観に関しての記述はないが県の考え方はどうか。

事務局：文化的景観については文化財保護法に定めているところ。県内では明日香村が棚田を文化的景観に指定しようと準備を進めているところ。県として景観計画に盛り込む予定はない。

[議題2]

以下、景観条例（原案）に対する委員意見。

1. 「基本理念」に対する意見

- ・P1：基本理念の「良好な景観は、地域の自然・歴史・文化等と地域において積み重ねられてきたくらし・経済活動等とが調和することとなるよう、その整備・保全が図られなければならない。」とあるが、暮らしや生業の風景はそれ自体が良好な景観であると考えられるため、地域の自然・歴史・文化と調和を図るといというのは、既にある良好な暮らしや生業からつくられる風景を変えていくということになってしまうのではないか。

2. その他の意見

- ・届出時に緑化の基準が満たされていても、時間経過とともに樹木などが枯れてしまうといったことにはどのように対応するのか。

事務局：緑化については、建築物の景観形成基準にその項を設けているが、ご指摘のケースは、行為を行おうとする場合に届け出る届出制度においては対応が困難だと思われる。

以 上

資料 2 -

(仮称)奈良県景観計画

原 案

〔 第3回ふるさと奈良景観づくり推進委員会資料 〕

目 次

第1章 背景と目的	1
第2章 景観の特性と課題	
1. 景観の特性	1
2. 景観の課題	5
第3章 基本目標と役割	
1. 基本目標	6
2. 役割	6
第4章 基本方針	
1. 景観づくりの基本方針	8
2. 施策推進の基本方向	10
第5章 景観計画の区域	12
第6章 景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針	12
第7章 景観計画の区域における行為の制限に関する事項	
1. 届出の必要な行為	13
2. 適用除外とする行為	14
3. 景観形成の基準	15
第8章 その他の事項	
1. 屋外広告物の設置に関する行為の制限に関する事項	18
2. 景観重要公共施設の整備に関する事項	18
3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	18

第1章 背景と目的

奈良県は、世界に誇る多くの歴史・文化遺産と、それらと一体をなす歴史的風土と豊かな自然環境に恵まれた地であり、これらの歴史的風土等と人々の営みとを調和させようとするたゆまない努力によって美しい景観が守り育てられてきたところです。

一方、近年は、経済の発展や利便性の向上を優先するあまり、主として都市部、特に郊外の幹線道路等の沿道において、けばけばしい外観のロードサイドショップが建並び、屋外広告物が氾濫するなど、全国的にどこにでもある雑然とした景観がみられることも現実です。また、農山村においても過疎の進行や都市化の影響により、集落と農地が一体となった田園景観等も失われつつあります。

こうしたなか、平成16年6月「景観法」が成立し、12月に施行されるなど、自治体にとって景観行政を進める上での法的な後ろ盾ができ、自らの裁量による取組みが可能となりました。この結果、県内においても景観法に基づく「景観行政団体」が誕生するなど、自治体の関心はもとより、景観に対する県民の意識も高まりつつあります。

今こそ私たちは、地域の個性豊かな風格や潤い、活力が感じられる美しい景観が住む人々の心と生活を豊かにし、国内はもとより世界各地から訪れる人々をもてなしの心で迎えることができることを認識し、奈良にふさわしい良好な景観を守り、創り育て、活用するよう努めていかなければなりません。

ここに、県民・事業者・行政の適切な役割分担と協働により、次世代に奈良らしい美しい景観を引継いでいくため、景観法第8条に基づく奈良県景観計画を定めます。

第2章 景観の特性と課題

1. 景観の特性

(1) 地域区分

本県は、地形からみると北部低地と南部吉野山地に大別され、北部低地帯の西部に位置する大和平野地域は、大和平野とその四周を取囲む「大和青垣」といわれる低くならかな稜線を形づくる山々や丘陵地とそのすそ野に広がるならかな「山の辺」により形成されています。

また、北部低地帯の東部に位置する大和高原地域は、「大和青垣」から続く高原地域が広がり、東南部の室生火山群から高見山地にかけては岩壁群や奇岩、溪谷などの個性的な地形により形成されています。

南部吉野山地に位置する五條・吉野地域は、標高1,000m～1,900mの台高山脈、大峰山脈、伯母子山地の3つの山脈が連なり、その間に流れる吉野川、北山川、十津川が作り出す深い溪谷により形成されています。



地域区分図

(2)地域の景観特性

「日本のふるさと」としての景観 ～多くの歴史文化遺産と豊かな自然による質の高い景観～

本県はかつて飛鳥京、藤原京、平城京の都が置かれ、日本の政治・経済・文化の中心地として栄えていました。また、多くの古墳や陵墓、都が置かれた時代の遺構である条里制、そして寺社の存在は、本県のみならず、日本の歴史のなかでも重要なものとして広く認められています。

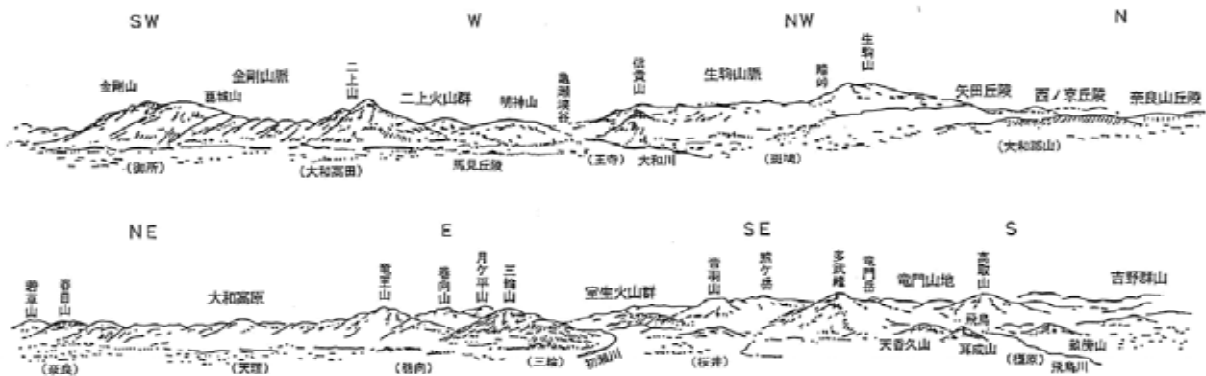
近世に発達した城下町や寺内町、商家町等の歴史的な市街地、中世以来の環濠集落等の農業集落や水田、ため池、そして古代以前から存在する「大和青垣」をはじめとする山々や河川の豊かな自然など、様々な時代の多彩な景観資源によって構成されています。これらの重層的な関係により、生活環境、歴史・文化、自然が融けあった一体的な風土が成立っており、「日本のふるさと」と呼ぶにふさわしい質の高い景観が形成されています。

豊かな「眺め」 ～「大和青垣」を骨格として形成された景観～

「大和は 国のまほろば たたなづく青垣 山ごもれる 大和しうるわし」と謳われたように、大和平野を囲む「大和青垣」の山々や丘陵とその緑は、奈良の景観の重要な骨格を形成しています。

この「大和青垣」やそれを背景とした「山の辺」に位置する古墳、寺社等の景観資源を、平野部に広がる遮へい物の少ない水田や集落等を見通して、「低地」から見渡すことのできる「眺め」の豊かさが、奈良の特徴となっています。また「大和青垣」の山々や丘陵は、同時に大和平野全体を見渡す「高み」からの「眺め」を確保する場所であり、こういった見る場と見せる場の相互性、その視点場の豊かさも奈良における景観の特徴です。

また、大和高原地域、五條・吉野地域においても、のどかに広がる高原の「眺め」や渓谷などの雄大な自然の「眺め」、また山頂や山々を結ぶ参詣道などの「高見」からの「眺め」など、多くの優れた眺望の場が存在します。



「大和青垣」の山々と丘陵 大和平野中央部より眺めた四周の山地

(出典：大和青垣国定公園計画調査報告書(1971.3))

新たな都市景観 ～歴史的な重層性を有した都市景観～

本県の新たな都市景観は、歴史的に形成、蓄積された原風景の大きな構造のなかに、新しい都市開発などの景観の要素が加わって形成されています。

大和平野地域においては、鉄道、道路の整備、都市化の進行とともに人口が増加し、1960年代以降は全国屈指の人口増加県となり、古くからの市街地の拡大のほか、丘陵地の大規模住宅地や平野部の小規模住宅地、工業団地などの開発が進行し、地域景観が大きく変化しました。その後、駅前などの再開発や関西学術研究都市などの計画的整備が進められるとともに、住宅開

発や沿道における商業施設の立地等が続き、これらの新たな都市景観が日常的に意識される景観の主要な要素になっています。

また、大和高原地域と五條・吉野地域においても、丘陵地の大規模住宅開発地や駅前・沿道などで市街地景観が形成され、同様に景観の主要な要素になっています。

地域の個性を特徴づける産業景観

大和平野地域においては、吉野川分水等の豊かな水の恵みを活かした稲作やイチゴ等の果菜類の栽培が行われ、それらの農業景観は歴史文化遺産や歴史ある集落等の景観とともに「日本のふるさと」としての景観の重要な要素となっています。また、生駒市高山の茶筌や大和郡山市の金魚、桜井市三輪のそうめん等の地場産業が、地域独特の魅力ある産業景観を形成しています。

大和高原地域においては、丘陵地に沿って手入れされた茶園やまとまりのある水田が広がり四方を囲む森林とともにのどかに広がる高原の農業景観を形成し、また五條・吉野地域の北部においては、柿、梨等の果樹園が山の斜面に沿って広がり、柿の収穫時期には山々が朱色に染まるなど、四季折々に彩る豊かな農業景観を形成しています。

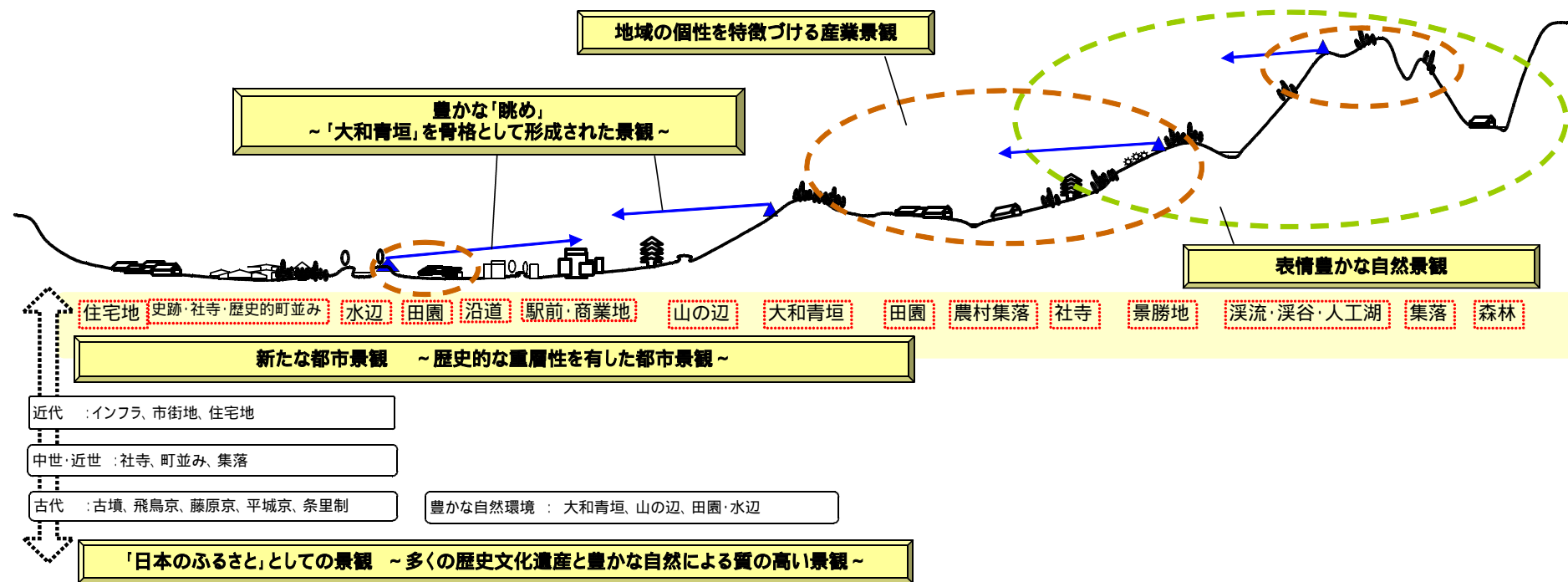
本県の面積の8割を占める森林は、主に五條・吉野地域と大和高原地域に広がり、日本三大人工美林の一つである吉野杉を代表とし、手入れの行きとどいたスギ、ヒノキ等の人工林により、良好な林業景観が形成されています。

表情豊かな自然景観

大和高原地域、五條・吉野地域の山々においては、桜の全国的な名所である吉野山や観梅で有名な月ヶ瀬、山頂部にツツジが咲きほこる神野山、紅葉の美しい多武峰やススキが広がる曽爾高原など四季折々に変化を見せる自然景観を形成しています。また、大和高原地域においては、標高400m～500mのなだらかな高原状の地形が続き、室生火山群が生んだ柱状節理の岩壁群や奇岩、青蓮寺川沿いの渓谷や巨岩が連なる鍋倉溪など特異な地形もみられ、豊かな自然景観を形成しています。さらにこれらの豊かな自然環境のなかには、文化財的価値を有する由緒ある寺社も数多く存在し、歴史ロマンを感じさせる景観を有する一方、津風呂ダムなどの人工湖の雄大な眺めを有するなど、表情豊かな景観を形成しています。

また、五條・吉野地域においては、近畿の屋根と称され、大台ヶ原を始め近畿最高峰の八経ヶ岳を始めとする2,000m級の雄峰と、吉野川、十津川、北山川等が形づくる渓谷とが雄大な自然美を見せています。また、古代から修験道の本山である「吉野・大峯」と「吉野・大峯」、「熊野三山」、「高野山」の3つの霊場を結ぶ「参詣道」は、紀伊半島の自然と人々との深い関わりのなかで形成された文化的景観を持ち、世界遺産に登録されています。

← 大和平野地域 → → 大和高原地域 → → 五條・吉野地域 →



地域の景観特性のイメージ図

2. 景観の課題

本県は、優れた景観特性を有する一方で、経済の発展や利便性の向上を優先した都市化の進行や景観への意識の欠如などにより景観の悪化がみられ、次のような課題があります。

(1) 眺望景観の保全

「大和青垣」への優れた眺望景観を有するところにおいて、都市化の進行などにより、派手な色彩等で目を引く建築物や工作物、中高層の建築物等が建設され、「大和青垣」を見通すことができなくなっているところが増えています。これらの要因により、社寺・古墳等の景観資源と「大和青垣」が一体となった奈良の景観の特徴の一つが崩れつつあり、それらの眺望景観の保全が課題となっています。また、その他の優れた眺望景観を有するところにおいても、派手な色彩等で目を引く建築物や工作物が建設されるなど、眺望景観の保全が課題となっています。

(2) 自然景観・産業景観の保全

生活様式の変化により、河川環境の悪化や里山で竹林が増加するなど、自然環境への影響が生じており、文化的景観に乱れが生じています。また、生活様式の変化は農林業の低迷にもつながっており、遊休農地や放置人工林が増加し、自然景観の保全が課題となっています。

さらに、高齢化や山間部における過疎の進行により、農地、農業用水路、ため池、森林などの地域資源の管理に支障をきたしており、景観の悪化につながっています。また、地場産業においては担い手の不足等により、地域の個性ある産業景観が失われつつあります。

(3) 歴史的景観の保全・活用

歴史文化遺産等の周辺地域や歴史的街並みが残る地域においては、都市化の進行や生活様式の変化により伝統的な様式とは異なる新しい建築物に建替えが進み、その結果、歴史の連続性や伝統文化を感じさせる景観が失われつつあり、その保全が課題となっています。また、派手な色彩等で目を引く屋外広告物や自動販売機、電線類などが街並みの魅力を損ねている場合がみられ、それらへの対応が課題となっています。なかでも、本県の3つの世界遺産をはじめとする世界遺産をはじめとする歴史文化遺産の周辺区域は重要な観光拠点となっており、観光振興を図る上においても、世界遺産を活用した景観づくりが課題となっています。

(4) 市街地景観・沿道景観の整備・整序

駅周辺等の中心市街地において、派手な色彩等で目を引く建築物や屋外広告物、街路樹等の緑や歩行空間の不足、自転車の放置などにより、地域の玄関口にふさわしくない景観がみられることから、これらを改善し、地域の魅力を高める景観づくりが課題となっています。

また、本県の特徴であるゆとりある低層住宅地では、宅地の細分化やマンションの建設等により、住環境への影響がみられ、魅力ある景観づくりが課題となっています。また、新たな住宅地の開発により、少しずつ緑が失われ、従来の集落地との境界にあっては、新古の住宅が混在する混沌とした街並みがみられます。

幹線道路等の沿道において、派手な色彩等で目を引くロードサイドショップが建並び、屋外広告物が氾濫するなど、全国的にどこにでもある雑然とした景観がみられ、観光都市の魅力を低下させています。道路からの眺めや街並みなどの連続性に配慮した沿道景観づくりが課題となっています。

第3章 基本目標と役割

1. 基本目標

奈良県の良好な景観づくりの実現に向けて、次のとおり基本目標を定めます。

(1)「日本のふるさと」としての奈良にふさわしい風格ある景観づくり

「大和青垣」の緑の骨格とこれにつながる古代の宮跡や古墳、社寺等の歴史文化遺産や街並み、集落、田園等の様々な時代の多彩な景観資源により、「日本のふるさと」と呼ぶにふさわしい質の高い景観が形成されています。これらを、守り育て、奈良としての価値を高めるとともに、未来につなげる景観づくりを進めていきます。

(2)「暮らし息づく場」としての景観づくり

景観は、そこに現在も人々の「暮らし息づく場」です。景観づくりは、そこに住む人自身のためのものでなければなりません。生活の質が求められる時代にあって、人々の日常の生活を快適にし、その質をより高めるものとする景観づくりを進めていきます。

(3)交流と活力の源泉としての「もてなし」の景観づくり

国際的な観光・交流の時代に観光立県として人々を迎える「もてなし」の景観づくりを進めていきます。また、景観整備によって地域の個性に応じた活性化を図ることにより、地域及び住民に経済的な潤いをもたらす景観づくりを目指します。

(4)「県民主役」、「協働」の景観づくり

良好な景観は地域の財産であり公共の利益です。その景観は県民が主役となり、地域を基盤として形成されるものです。県民等と行政が「協働」して、景観づくりを進めていきます。

県民等：県民及び事業者等のことをいいます。具体的には、個人、NPO、ボランティア、地域の団体、事業者等の多様な主体を含みます。

2. 役割

(1)県民等の役割

- ・県民等は、自らが良好な景観づくりの主体的な役割を持っていること、自らの行動が地域の景観に大きな影響を及ぼすことを認識し、積極的に取り組むものとします。
- ・県民等は、地域の景観に関心を持ち、どのような景観にしていくのかを考え、日常生活のなかで、自らが進んで地域の誇れる景観を保全し、魅力ある景観づくりを実践するとともに、地域が行う景観づくりに関する活動や、行政が実施する景観づくりに関する施策や事業に参加、協力するとともに、良好な景観づくりに貢献するよう努めるものとします。
- ・特に、事業者、土地・建物所有者は、建築行為や建設行為、土地利用の改変が、地域の誇れる景観資産になる場合もあれば、良好な景観を損ねる場合もある等、地域の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、良好な景観づくりに貢献するよう努めるものとします。
- ・また、設計者・施工者等は、自らの業務が地域の景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動にあたっては、良好な景観づくりに配慮し、率先して情報の提供を行うものとします。

設計者・施工者等：設計者・デザイナー、施工業者、開発事業者、コンサルタント等であって、景観に影響を与える構造物等の形態・意匠・色彩・素材等を提案・施工する者のことをいいます。

(2)行政の役割

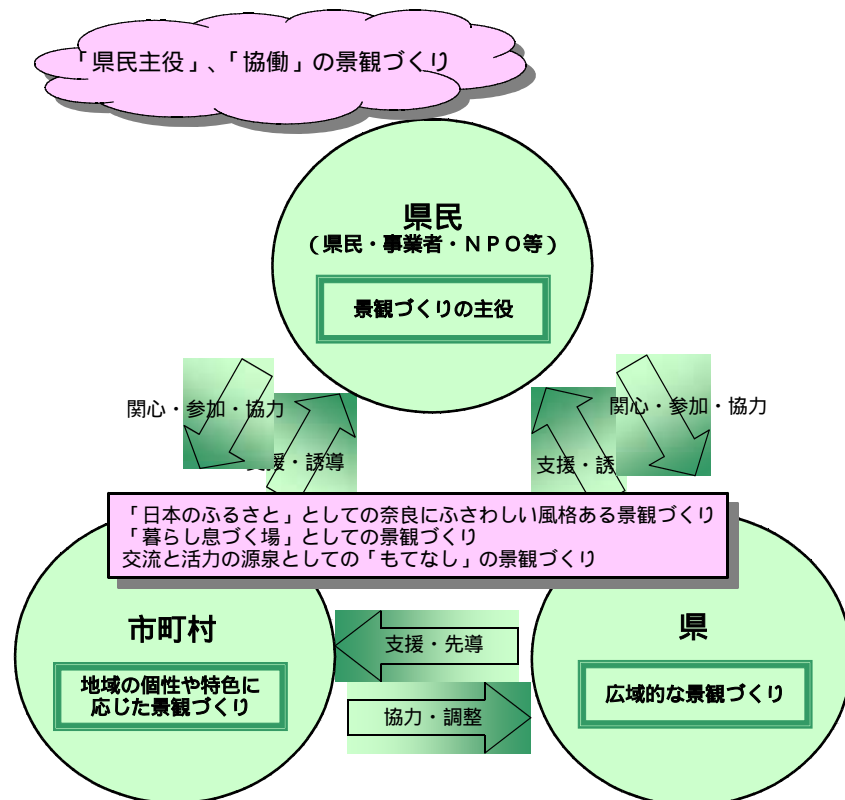
- ・行政は、景観づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定、これを実施します。
- ・行政は、景観づくりに関する啓発及び知識の普及等を通じて、景観づくりに対する県民等の認識を深め、県民等の主体的かつ自主的な取組みを促進します。
- ・行政は、事業主体となる公共施設の整備において、景観づくりの先導的役割を果たすよう、積極的に取組みます。

県の役割

- ・県は、県域全体の景観づくりが支障なく統合的に行われるよう、県域全体の景観づくりの方向性と将来像を示し、市町村間の調整を行うとともに、眺望景観の保全等の広域的な景観づくりを行います。
- ・県は、市町村間への情報の提供及び技術的助言等により、市町村が行う景観づくりの取組みを支援します。

市町村の役割

- ・市町村は、住民に最も近く、地域の状況を的確に把握している行政主体として、景観づくりの中心的な役割を担い、地域の個性に応じたきめ細やかな取組みに努めるものとします。



役割の概念図

第4章 基本方針

1. 景観づくりの基本方針

(1) 優れた眺望景観の保全・活用

大和平野地域においては、「大和青垣」に四周を囲まれた盆地部の市街地や沿道、集落においても、「大和青垣の感じられる景観づくり」を進めることを基本とします。

また、「大和青垣」を骨格として「山の辺」の丘陵地そして条里制を基礎として成立した田園へとつながる地形特性に、社寺等の貴重な景観資源や市街地・集落が一体となった眺望景観の保全を基本とし、山々の稜線の保全と都市の集積による建築物群のスカイラインの整序を図ります。

大和高原地域と五條・吉野地域においては、のどかに広がる高原の眺望景観や渓谷などの雄大な自然の眺望景観、また山頂や参詣道などの「高見」からの眺望景観の保全を基本とします。

これらの眺めが優れた場所からの眺望景観を保全し、また、視点場としての整備を進めることにより、観光資源としての魅力向上にも活かします。

(2) 「大和青垣」と「山の辺」の景観の保全

大和平野地域における「大和青垣」の山々と丘陵は、風土の基盤的な要素として奈良の最も重要な景観資源であり、「大和青垣」の恒久的な保全を基本とします。

「大和青垣」のすそ野に広がる「山の辺」には、奈良の景観において最も特徴的な歴史的な景観資源が極めて多く存在し、生活の場と「大和青垣」が一体となって奈良固有の風土を形成しています。この一体となって作り出された景観の保全を基本とし、市街化が進行する地域にあっては、その風土と集落、田園、里山との調和を図る景観づくりを進めます。

(3) 森林・里山景観の保全・整備

主として大和高原地域、五條・吉野地域においては、広葉樹の新緑や紅葉、人工林の深い緑などがなだらかな高原地形や雄大な山岳地形とともに表情豊かな自然景観を形成しており、森林・里山は古くから人々の暮らしを支え、産業を育むなど地域にとってかけがえのないものとなっています。特に、世界遺産である「吉野・大峯」と「参詣道」の文化的景観は、自然と人間の信仰心が一体となって形成したものであり、何代にもわたって引継がれ、培われてきました。

そのため、原始的な森林植生については、原則として自然の移変わりに委ねた保全を図り、人工林については、森林所有者等による持続的かつ適正な森林整備により、その回復・保全を図ることを基本とします。

また、森林・里山が有する水資源のかん養や防災等の多面的機能の維持増進を図るとともに、植生の多様化などにより景観の回復・向上を図ります。

(4) 田園景観と水辺景観の保全・整備

主として大和平野地域に広がる優良農地と民家群がつくり出す田園景観は、本県の歴史的風土を醸出し、「日本のふるさと」としての奈良の景観を特徴づけています。優良農地の保全や遊休農地の解消により、奈良の風土の大切な要素である農地の保全を図るとともに、良好な田園景観と調和した居住環境の形成を図ることを基本とします。

地域独特の地形からおりなされる棚田については、水資源のかん養などの棚田の持つ多面的機能の維持増進を図るとともに、地域の活性化のための地域資源としての利活用を通じて、その

美しい景観を保全します。

河川、ため池等の水辺空間は、「大和青垣」等を見渡すことができる開放的な空間であるとともにその歴史的背景を偲ばせる空間として、景観上重要な要素となっています。河川等の水辺空間の整備にあたっては、その歴史性や自然特性などに配慮しつつ、良好な景観の再生・創出に努めます。

(5) 歴史的景観の保全・活用

歴史的な景観については、その魅力をさらに向上させ、未来に継承することが重要です。歴史文化遺産が景観的に市街地のなかで孤立した存在とならないように、その周辺で一体として形成される奈良固有の歴史的景観として一体的な保全を基本とし、住民の生活環境の向上と観光資源としての魅力向上を図る景観づくりを進めます。

特に、世界遺産は、すべての人々が共有し、未来の世代に引継いでいくべき人類共通の宝物です。本県の3つの世界遺産及び周辺区域を保全するとともに、観光立県、観光立国のために最大限活用するよう、積極的な景観づくりを進めます。

(6) 市街地景観の整備・整序

市街地における景観づくりは、奈良の持続的な発展のためには不可欠な要素です。市街地は多くの人々の暮らしの場であり、身近な景観であるため、周辺の歴史的・伝統的な景観資源や緑に代表される自然環境との調和を保ちながら、地域の個性に応じた魅力ある市街地景観を形成することを基本とします。また、市街地には周辺の田園や街並みを見通し、その背景となる山並みへの眺望が楽しめる場が存在するため、このような眺望に配慮した景観づくりを進めます。

駅周辺の中心市街地においては、街並みの連続性やゆとりある空間を確保するとともに、歩行者への配慮やにぎわいを演出するなど、地域の玄関口としてふさわしい魅力的な景観づくりを進めます。

住宅地は、最も身近な景観づくりの場であり、緑豊かなゆとりと潤いを感じられる良好な景観づくりを促進します。

公共施設の整備は景観づくりの先導的な役割を果たすべきであり、特に、面的整備を実施する地区にあっては、その整備と一体的に良好な景観づくりを進めます。

(7) 沿道景観の整備・整序

道路は県民生活や産業活動、都市の発展の基盤であるとともに、景観を形成する上で重要な要素であり、沿道の建築物や広告物などと一体となった整備が必要です。沿道の景観づくりにおいては、沿道の土地利用や道路の特性に応じた景観誘導を図ることを基本とします。道路は、遠景の眺望対象を望みながら視点場が移動し、視点場と視対象の両方の特色を持つため、例えば大和平野地域の幹線道路沿道においては、遠景にある道路の軸線方向の「大和青垣」への眺めを活かす景観づくりを行うとともに視点場としての街並みを整えることが必要であり、連続的な沿道景観づくりを進めます。

特に幹線道路沿道にあっては、県と市町村が連携して景観づくりに取り組むことを基本とし、観光客の移動ルート等、特に良好な景観づくりが必要な道路については重点的な取組みに努めます。

また、道路の新設・改修等にあたっては、沿道の景観づくりにも配慮した計画策定に努めます。

2. 施策推進の基本方向

県は、良好な景観形成に向けて、先導的、広域的、長期的な視点にたって、新たに景観条例の制定と景観法に基づく景観計画を策定するなど本県の景観づくり施策を拡充し、関係部局の横断的な取組みにより総合的な施策の展開を図るとともに、県民等が主体となった景観づくりが全県に広がり、つながることを支援します。さらに、自らも良好な景観づくりの先導的な役割を果たすため良好な景観づくりに貢献する公共施設の整備に取り組めます。

(1) 景観法を活用した規制誘導の導入

県は、景観的な規制が従来なされていなかった地域において、景観法を活用して広域的な景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築物等への規制誘導を行います。

また、県を代表する観光交流地へアプローチする幹線道路沿道などにあっては、特に重点的に景観形成に取り組むべき区域を定め、その区域の景観の周辺環境への調和を図るとともにその連続性を確保するため、きめの細かな規制誘導を行います。

(2) 景観づくりのための諸制度等の活用

規制誘導制度の促進等

県は、広域的な景観づくりの観点から、自然景観や歴史的風土を引継ぎ守り育てるため、都市計画法に基づく風致地区などの地域制緑地を活用します。

市町村に対して、地域に密着した身近な地区計画や建築協定等の活用による、地域の個性を活かしたまちづくりを促進するとともに、地域の玄関口となる駅前や眺望の美しい沿道等、特に周辺景観と屋外広告物との調和を図る必要のある地区においては、景観保全型広告整備地区制度活用による地域の個性に応じた広告景観づくりを促進します。また、眺めが優れた場所からの眺望景観を保全しつつ、社会経済の変化、地域の個性に対応した高度地区の指定等を促進します。

景観づくりに資する事業の推進

県は、電線類の地中化や親しみのある水辺環境づくり、森林環境税を利用した森林・里山林の保全など、景観づくりに資する様々な事業の実施を推進します。

(3) 県民等が主体の景観づくり推進のための支援・協働

景観関連情報の集積・発信

県は、県内の各地域における景観づくりの取組状況などの景観に関する情報を集積・蓄積し、インターネットのウェブページ等を利用して、市町村や県民に提供・公開します。

また、奈良県景観資産登録制度により、まほろば眺望スポットや県内の景観的な価値を有する建造物や樹木等を発掘し、景観資産として登録、公表します。

県民等の景観づくりへの支援・協働

県は、県民等の主体的な取組みを促進するため、県の職員が県民と意見交換を行う「県政出前トーク」、県民の要請に応じて専門家を派遣する「まちづくりアドバイザー派遣」、県民によるまちづくりの活動を支援する「なら・まちづくりコンシェルジュ」等の諸制度などを活用し、景観づくりの人材育成や地域の景観づくりを支援します。

また、景観阻害要因に対する住民の自主的な取組みとして、落書防止キャンペーンやはり紙等違反広告物簡易除却住民参加活動やボランティアによる定期的な道路等の維持管理活動(アダプトシステム)などの実践活動の促進、地域の花づくり運動等の普及・拡大を図ります。

さらに、景観住民協定制度により県民等が自ら行う地域の景観の形成を促進するとともに、NPO等による景観づくりを進めるため景観整備機構の指定を積極的に行います。

良好な景観づくりを進めるために、県民等が自ら行う景観づくりに対する助成などの支援制度を検討します。

景観づくりネットワークの構築

県は、県内における景観づくりの持続的拡大を図るため、景観づくりに取組むNPO等が各地域における景観づくりの取組みに関する情報交換や景観づくりを連携・協働して進めるネットワークを構築します。

市町村の取組みに対する支援

県は、市町村が景観行政団体となり景観計画を策定することを促進するため、景観計画策定ガイドラインの作成や県及び市町村が互いに景観施策の情報交換、連携、調整を行う場の設置を行います。

(4)景観づくりの意識醸成

県は、県民や事業者の意識醸成を図るため、広報誌やインターネット、表彰制度を積極的に活用するとともに、子ども達を対象とした景観まちづくりに関する学習の支援や、シンポジウム等の開催などにより新たな意識醸成を行います。

(5)公共事業等による景観づくりの先導

県は、公共事業等においては、基本方針を踏まえて「奈良県公共事業等景観形成指針」等を定め、地域の景観づくりの先導的役割を果たします。

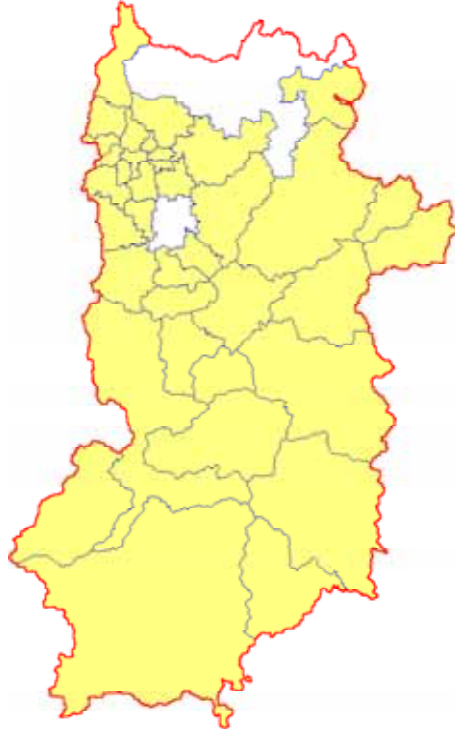
(6)施策推進のための体制づくり

県は、景観行政を担当する部署を設置し、景観に関する知識・能力を有する職員の養成に努めるとともに、関係部局の横断的な取組みによる総合的な施策推進のため体制を構築します。また、市町村職員を含む行政職員の景観に関する意識向上のため研修等の施策を実施します。

第5章 景観計画の区域

景観法第8条第2項第1号の規定に基づく奈良県景観計画の区域は景観行政団体である市町村(奈良市、橿原市)の区域を除く、奈良県の区域とします。

このうち、特に重点的に景観形成を図る区域を重点景観形成区域として別に定めます。



景観計画区域

第6章 景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針

景観法第8条第2項第2号の規定に基づく良好な景観の形成に関する方針は、第4章の基本方針 1. 景観づくりの基本方針に基づくものとし、重点景観形成区域の良好な景観の形成に関する方針は別に定めます。

第7章 景観計画の区域における行為の制限に関する事項

1. 届出の必要な行為

重点景観形成区域以外の地域においては、次の(1)から(4)に掲げる行為のうち各表に定める規模を超えるものについては、景観法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知(以下「届出等」という。)が必要となります。

また、重点景観形成区域において届出に必要な行為は、別に定めるものとします。

(1) 建築物 (景観法第16条第1項第1号により届出が必要な行為)

建築物の新築、又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む)	地盤面からの高さ13m又は建築面積1000㎡
建築物の増築又は改築	上記の規模を超える建物において、行為に係る床面積が10㎡
建築物の外観の変更	上記の規模を超える建物において、行為に係る面積が10㎡

(2) 工作物 (景観法第16条第1項第2号により届出が必要な行為)

工作物の新設又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む)	1 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	地盤面からの高さ15m
	2 煙突(支枠及び支線があるものについては、これらを含む。)その他これに類するもの	地盤面からの高さ13m
	3 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)	地盤面からの高さ13m
	4 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	地盤面からの高さ13m
	5 擁壁、さく又は塀	地盤面からの高さ5mかつ長さ10m
	6 ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	地盤面からの高さ13m
	7 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	地盤面からの高さ13m又は築造面積1000㎡
	8 自動車車庫の用途に供するもの	地盤面からの高さ13m又は築造面積1000㎡
	9 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	地盤面からの高さ13m又は築造面積1000㎡
	上記1～9に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m(上記1に掲げるものにあつては15m)
工作物の増築又は改築	上記の規模を超える工作物において、行為に係る築造面積が10㎡	
工作物の外観の変更	上記の規模を超える工作物において、行為に係る面積が10㎡	

(3) 開発行為（景観法第16条第1項第3号により届出が必要な行為）

開発行為	行為に係る土地の面積3000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは法面の高さが5mかつ長さ10m
------	------------------------------------------------

(4) その他（景観法第16条第1項第4号により届出が必要な行為）

土地の形質の変更

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）	行為に係る土地の面積3000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは法面の高さが5mかつ長さ10m
-----------------------------------------	------------------------------------------------

物件の堆積

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為に係る土地の面積3000㎡又は物件の堆積の高さが5m
----------------------------	------------------------------

2. 適用除外とする行為

上記1の届出の必要な行為及び重点景観形成区域の届出の必要な行為であっても次に該当する行為にあつては届出等を適用除外とします。

（ 適用除外とする行為については調整中 ）

例)

- ・森林法の規定に基づく許可を受けて行う行為等
- ・自然公園法の規定に基づく許可を受けて行う行為等
- ・奈良県立自然公園条例の規定に基づく許可を受けて行う行為等
- ・奈良県風致地区条例の規定に基づく許可を受けて行う行為等

3. 景観形成の基準

景観法第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準は、重点景観形成区域以外の地域においては、次の共通事項と(1)から(4)とします。

また、重点景観形成区域の景観形成の基準は、別に定めるものとします。

共通事項

- 1 景観形成上重要な「大和青垣」等の山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場¹からの眺望に配慮すること。(¹ 主要な視点場とは、眺望スポット100選等に定められたもの、資産登録に定められたもののうち眺望に関わるもの)

(1) 建築物

事項	基準
配置、規模及び高さ	1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように配慮した配置及び高さとする。こと。 3 歴史的な街並みなど街路景観が整っている地域においては、周辺との連続性に配慮した配置とし、その他の地域においては、道路に接する部分をその境界線からできる限り後退した配置とする。こと。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 5 敷地内に歴史的な遺構や良好な自然などがある場合は、これをできる限り生かせるよう配慮した配置とする。こと。
形態及び意匠	1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。ことととも、全体的にまとまりのある形態及び意匠とする。こと。 2 歴史的街並みや集落の整っている地域、また歴史的街並みや集落、歴史的な遺産に近接する地域にあっては、できる限り勾配屋根とする。こと。 3 道路等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、工夫した形態及び意匠とする。こと。 4 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した意匠とする。こと。 5 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。こと。 6 外壁に点滅する光源を設置する場合は、良好な周辺景観との調和に配慮した必要最小限の照明とする。こと。
色彩	1 色彩は、別に定める色彩基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。こと。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。こと。
素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材をできる限り使用する。こと。 2 歴史的街並みや集落の整っている地域、また歴史的街並みや集落、歴史的遺産に近接する地域にあっては、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材 ² の活用に配慮する。こと。(² 木、土、漆喰等)
緑化	1 敷地内はできる限り緑化に努める。こと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図る。こと。 2 住宅地にあっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮する。こと。 3 敷地が道路に接する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、できる限り樹木等により緑化すること。

(2) 工作物

事項	基準
配置 規模 、及び 高さ	1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする事。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように配慮した配置及び高さとする事。 3 道路に接する部分をその境界線からできる限り後退した配置とする事。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする事。 5 敷地内に歴史的な遺構や残すべき自然などがある場合は、これをできる限り生かせるよう配慮した配置とする事。
形態 及び 意匠	1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする事とともに、全体的にまとまりのある形態及び意匠とする事。 2 道路等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、工夫した形態及び意匠とする事。 3 外壁等に点滅する光源を設置する場合は、良好な周辺景観との調和に配慮した必要最小限の範囲とする事。
色彩	1 色彩は、別に定める色彩基準を適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
素材	1 良好な周辺景観と調和に配慮した素材をできる限り使用すること。
緑化	1 敷地内はできる限り緑化に努めること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 住宅地にあっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。 3 敷地が道路に接する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、できる限り樹木等により緑化すること。

(3) 開発行為

事項	基準
方法	1 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど長大なり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 2 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 3 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図る等配慮すること。 4 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等はできる限り保全するよう努めること。

(4) その他

土地の形質の変更

事項	基準
方法	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採にあっては 1 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周囲の緑化等に努めること。 2 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 その他の土地の形質の変更にあつては 3 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど長大なり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 4 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 5 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図る等配慮すること。 6 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等はできる限り保全するよう努めること。

物件の堆積

事項	基準
方法	1 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。 2 高さを可能な限り抑えたとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 3 敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。

第8章 その他の事項

1. 屋外広告物の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は地域の良好な景観の形成を図る上で影響が大きい要素であることから、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置(以下、「広告物の表示等」という。)について適正に制限することは極めて重要なことです。このため、広告物の表示等に関する行為については、景観形成に関する基本方針に基づき、地域の良好な景観の形成が図られるよう市町村と協議の上、必要な制限を行うものとします。

2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路、河川などの公共施設は、地域の景観づくりにおける重要な要素の一つであることから、特にその周辺の土地利用と一体的に良好な景観づくりに取り組む必要がある場合に、景観重要公共施設に位置づけ、公共施設の整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めます。

3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

農山村における水田、畑、集落等は、地形、気候、産業などの風土に根ざした緑豊かな景観を形づくる景観資源として、本県の景観形成上、非常に重要な役割を担っています。このため、市町村が景観農業振興地域整備計画を定める場合には、第6章の景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、地域の良好な景観と調和のとれた営農条件を確保することを基本に策定するものとします。

景観条例（原案）の概要

章構成

第1章	総則
第2章	景観計画の策定等
第3章	行為の制限
第4章	公共事業の景観形成
第5章	良好な景観の形成に関する施策
第6章	奈良県景観審議会
第7章	雑則

第1章 総則

（目的）

- ・ 良好な景観形成についての基本理念を定め、景観法に基づく施策と地域の個性・特色を活かした施策を総合的に推進することによって、美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな暮らしの創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。

（基本理念）

- ・ 良好な景観は、県民共通の資産として、受け継ぎ、育て、創造して、将来に継承されることとなるよう、その整備・保全が図られなければならない。
- ・ 良好な景観は、地域の自然・歴史・文化等と地域において積み重ねられてきた暮らし・経済活動等とが調和することとなるよう、その整備・保全が図られなければならない。
- ・ 良好な景観は、観光その他の地域間の交流や産業の振興等に大きな役割を果たすものであることから、地域の魅力向上と活性化に役立つよう、その整備・保全が図られなければならない。
- ・ 良好な景観は、県、市町村、県民及び事業者の適切な役割分担と協働の下での積極的な取組により、その整備・保全が図られなければならない。

（県の責務）

- ・ 県は、基本理念にのっとり、良好な景観形成に関する総合的で先導的な施策を策定し、これを実施するものとする。
- ・ 県は、地域特性に応じた良好な景観形成に配慮して公共事業を実施するものとする。
- ・ 県は、良好な景観形成に関する市町村の施策や県民、事業者の主体的で積極的な取組が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

（県民の責務）

- ・ 県民は、基本理念にのっとり、良好な景観形成に関する理解を深め、良好な景観形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

- ・ 事業者は、基本理念にのっとり、土地利用等の事業活動に関し、良好な景観形成に自ら努めるとともに、地域社会の一員として、県が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画の策定等

（景観計画）

- ・ 知事は、景観計画の区域内において、特に重点的に奈良における良好な景観形成の推進に取り組む必要がある区域を「重点景観形成区域」として定めることができる。
- ・ 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項は、「重点景観形成区域」ごとに定めることができる。

(策定の手続)

- ・ 知事は、景観計画を定めようとするときは、奈良県景観審議会の意見を聴かなければならない。軽微な変更を除き、景観計画を変更するときも同様とする。(規則で定める。)

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

- ・ 知事は、住民等から景観計画の策定(変更)に関する提案があった場合、その提案を踏まえて、景観計画の策定(変更)をする必要がないと決定した旨の通知をしようとするときは、あらかじめ、その提案に関する景観計画素案の対象区域内の市町村長の意見を聴くとともに、奈良県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 行為の制限

(届出があった場合の市町村長の意見)

- ・ 知事は、景観法に基づく届出があった場合は、その届出に関する行為が行われる区域の市町村長の意見を聞くものとする。また、この場合、市町村長は、その届出に関する行為について、良好な景観形成の推進の見地から知事に意見を述べるができる。

(届出事項等)

- ・ 景観法に基づく届出対象となる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。(規則において届出書様式、添付書類等を定める。)
- ・ 条例により景観法に基づく届出対象として追加する行為は、次のとおりとする。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- ・ 条例により景観法に基づく届出を要しないこととする行為は、次のとおりとする。
仮設の建築物の新築、増築、改築、移転、外観変更を伴う修繕・模様替・色彩変更
農林業を営むために行う土地の形質の変更
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で以下のもの
イ 農林業を営むために行うもの
ロ 堆積期間が30日間を超えて継続しないもの
他法令の規定に基づく許認可等に係る行為のうち、良好な景観形成のための措置が講じられるもの(自然公園法、風致地区条例の許可を要する行為等について関係部局と協議・調整のうえ規則で定める。)
景観法に基づく届出を要する行為のうち、一定規模以下もの(規則で定める。また、重点景観形成区域ごとに別に定めることができる。)
一定の工作物に係る行為(規則で定める。)

(届出対象行為に係る事前の助言)

- ・ 景観法に基づく届出をしようとする者は、あらかじめ、その内容について、知事に必要な助言を求めることができる。
- ・ 知事は、助言を求められたときは、必要に応じて奈良県景観審議会の意見を求めることができる。

(勧告の手続等)

- ・ 知事は、勧告をしようとするときは、あらかじめ、奈良県景観審議会の意見を聴かなければならない。
- ・ 知事は、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。知事は、公表を行う場合には、あらかじめ勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるとともに、奈良県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(特定届出対象行為)

- ・ 変更命令等の対象となる「特定届出対象行為」は、次のとおりとする。
建築物の新築、増築、改築、移転、外観変更を伴う修繕・模様替・色彩変更
工作物の新設、増築、改築、移転、外観変更を伴う修繕・模様替・色彩変更

(変更命令等の手続)

- ・ 知事は、変更命令及び原状回復等の措置命令をしようとするときは、あらかじめ、奈良県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の着手制限の期間の短縮)

- ・ 知事は、景観計画に基づく届出について、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて、その行為の着手制限期間（原則、届出を受理した日から30日間）を短縮するときは、その旨を届出者に通知しなければならない。

(景観形成基準に係る配慮義務等)

- ・ 景観計画の区域内において、以下の行為をする者は、景観計画に定める景観形成基準に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 建築物の新築、増築、改築、移転、外観変更を伴う修繕・模様替・色彩変更
 工作物の新設、増築、改築、移転、外観変更を伴う修繕・模様替・色彩変更
 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

第4章 公共事業の景観形成

(公共事業景観形成指針)

- ・ 知事は、公共事業を実施するに当たっての良好な景観形成のための「公共事業景観形成指針」を定めるものとする。
- ・ 知事は、「公共事業景観形成指針」を定める（変更する）に当たっては、あらかじめ、奈良県景観審議会の意見を聴かなければならない。
- ・ 知事は、「公共事業景観形成指針」を定めた（変更した）ときは、これを公表しなければならない。
- ・ 県は、公共事業の実施に当たっては、「公共事業景観形成指針」を遵守するものとする。

第5章 良好な景観の形成に関する施策

(景観住民協定)

- ・ 知事は、県民又は土地所有者等が良好な景観の形成に関して締結した協定であって、その内容が地域の景観形成の推進に資すると認められるものを景観住民協定として認定するものとする。
- ・ 知事は、景観住民協定を認定したときは、その概要を公表するものとする。

(奈良県景観資産の登録)

- ・ 知事は、景観的な価値を有する建造物、樹木等や優れた景観を眺望できる地点等であって、良好な景観形成の推進に資すると認められるものを奈良県景観資産として登録することができる。
- ・ 知事は、奈良県景観資産の登録をしたときは、その概要を公表するものとする。

(景観への理解を深めるための施策等)

- ・ 県は、県民、事業者が良好な景観形成に関する理解を深め、良好な景観形成に関する取組を積極的に進めることができるよう、知識の普及、学習の支援、顕彰等の施策を実施するものとする。
- ・ 県は、市町村、県民、事業者が連携・協働して良好な景観形成を推進することができるよう、相互交流の機会等の施策を実施するものとする。

第6章 奈良県景観審議会

(奈良県景観審議会)

- ・ 条例に定められた事項や良好な景観形成に関する重要事項について調査審議するため、知事の附属機関として、奈良県景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- ・ 審議会は、知事が任命する15名以内で組織する。
- ・ 委員の任期は2年とし、委員は再任されることができる。
- ・ 審議会は、部会を置くことができる。
- ・ 審議会は、事前助言、勧告、公表、変更命令等の手続において、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- ・ 審議会及び部会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見や資料提出を求めることができる。
- ・ 審議会の組織、運営等の必要事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(景観行政団体である市町村との関係)

- ・ 県は条例に基づく施策の実施に当たっては、景観行政団体である市町村が行う施策等を尊重し、その施策との整合に留意するものとする。
- ・ 景観住民協定、奈良県景観資産の登録に関する規定は、景観行政団体である市町村の区域については、その市町村長からの申出により適用するものとする。（規則で定める。）

(委任)

- ・ 条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- ・ 条例は公布の日から施行する。ただし、行為の制限に関する規定については、平成21年7月1日から施行する。

- 奈良県景観計画に基づく届出の流れ -

